

第2回知床遊覧船事故を踏まえた遊漁船の安全設備の在り方に関する検討会 議事概要

日 時：令和6年4月12日（金）14：00～17：00

場 所：合同庁舎3号館8階 特別会議室

出席委員：工藤座長、鳥居座長代理、一之瀬委員、伊藤委員、雲委員、庄司委員、
杉村委員、眞嶋委員、三村委員、綿谷委員

【オンライン出席】河野委員、古明地委員、高野委員、松尾委員、吉田委員

【代理出席】大塚様（門田委員代理、オンライン）、沖藤様（根岸委員代理）

1. 本検討会の開催趣旨の再確認について

- 事務局より、資料1-1及び1-2を用いて、知床遊覧船事故対策検討委員会での議論や運輸安全委員会からの指摘などを踏まえ、国土交通省として安全設備の搭載義務化の方向性について検討を行ったこと、事故は単独の事象ではなく、複数の事象が連鎖して発生するとの「スイスチーズモデル」の考えを示した上で、一般旅客船に限らず遊漁船もソフト・ハードの両面から安全性の向上を図る必要があることから、本検討会では遊漁船の業務実態を踏まえ実効性のある方策を検討することを改めて説明した。
- 委員より、遊漁船に対する安全対策（ハード面）の検討に関し、以下のような意見があった。
 - ・お金をもらい事業をしている方々は人命の安全確保を最優先に考え、100万回に1回しか事故が発生しないとしても被害の軽減に努めるべき。業界として、安全に対する強いメッセージの発信が必要。
 - ・事業を行う上で安全・安心の確立は当たり前のこと。ソフトとハードはお互いに補完し合う関係である。少子化等の影響で釣り人口が減っていると聞くが、そういう時代だからこそ、安全・安心を売りにした事業の振興が重要。
 - ・仮に事故が発生しても重大な事故とならないよう、事故の未然の防止対策に加え、被害を軽減するための安全対策を検討することは重要。安全対策を検討する上では、現場で実施できる方法かどうかを考慮する必要があり、遊漁船の特徴を活かした検討が必要。
 - ・行き過ぎた規制により廃業する事業者が続出することは望ましくないが、海を楽しむ人を増やすためには、利用者にとって安全・安心な環境が必要。
- 委員より、安全対策を実施するための経済的支援の必要性に関し、以下のような意見があった。
 - ・現在の対策案では、多くの遊漁船事業者が廃業するおそれがある。1人でも多くの遊漁船事業者が事業を継続できるよう検討をしてほしい。

- ・安全対策により生じた経済的負担については受益者負担という考えもある。一方、急激な価格転嫁が難しい場合には、政策的に支援することも必要。
- なお、上記意見に対し、水産庁より、本検討会の結果を踏まえ遊漁船事業者への支援の在り方について検討する旨説明した。
- 委員より、安全設備の搭載義務化に関する理解の促進に関し、以下のような意見があった。
 - ・釣り人は、知床遊覧船事故をきっかけに遊漁船にも安全設備を搭載する理由を理解できていない。事業者は、いかだ等の搭載位置、使用方法が分からず不安を感じている。理解の醸成を図ることが重要。
 - ・各対策の議論にあたっては、対策案がどのように安全に資するかを示すべき。
 - ・義務化の内容だけでなく、安全設備の使用方法などの安全設備搭載後の運用面も含めて総合的に議論することで安全性の向上につながるのではないか。
- 議論の結果、本検討会では、「船舶の安全基準に関し、船舶の安全を確保しつつ遊漁船業の業務実態を踏まえ実効性のある方策を検討する。」ことに合意した。

2. 安全設備の搭載義務化の方向性（案）について

2-1. 法定無線設備

- 事務局より、資料2-1を用いて、第1回検討会及び検討会後に委員各位から頂戴した意見に対する国土交通省の考え方、遊漁船への適用案等について説明した。
- 委員より、遊漁船への法定無線設備の搭載に反対する意見はなかったが、以下のような意見があった。
 - ・遊漁船にも無線設備の搭載は進められていると理解。一方、携帯電話は、陸から近い場所でも通じない箇所があることは事実であり、携帯電話を法定無線設備として認めることは難しいと考える。
 - ・陸上や船間との通信のために無線設備は必要。ただし、漁業無線やマリンVHF等の搭載が進むように海岸局の設置といったインフラ整備について行政側でも推進すべき。
- 議論の結果、「遊漁船にも一般旅客船と同様に、航行区域に応じ、法定無線設備搭載の義務を適用する。適用日については、別途検討する。」ことに合意した。

2-2. 非常用位置等発信装置

- 事務局より、資料2-2を用いて、第1回検討会及び検討会後に委員各位から頂戴した意見に対する国土交通省の考え方、遊漁船への適用案等について説明した。
- 委員より、AISの使用に関し、以下のような意見があった。
 - ・遊漁船は、漁場を知られたくないという理由でAISのスイッチを切っている場

- 合があると聞く。運航中の AIS の使用を、運用上担保していくことも重要ではないか。
- ・漁場を知られたくないということであれば、AIS ではなく EPIRB を搭載すればよいのではないか。
 - ・AIS と EPIRB では金額面に差があり、漁場を知られたくないために EPIRB を選択する場合、費用負担が大きくなることを懸念。
- 委員より、航行区域に応じた規制の適用に関し、以下のような意見があった。
- ・航行区域に応じた規制ではなく、より詳細に漁場の位置に応じた規制のかけ方も検討できないか。限定沿海であっても陸から近い漁場のみで小舟で事業を営んでいる事業者もいる。
 - ・現在の遊漁船登録は漁場のエリアごとになっていないことを踏まえると、案内する漁場ごとに規制を分けることは困難ではないか。
- 委員より、AIS、EPIRB 以外に位置情報を発信する装置に関し、以下のような意見があった。
- ・いかだ等と同様に船団で航行していれば、非常用位置等発信装置の搭載は不要ではないか。DSC 機能 (Digital Selective Calling : デジタル選択呼出機能) がある VHF 無線も位置発信装置として認められるべきではないか。
 - ・携帯電話のアプリで GPS の位置情報を提供できるものは認められないか。
 - ・浸水等の異常時に GPS で位置を発信する装置を開発している者もいると聞いているので、装置の開発を行政側で後押しし、安価な装置が流通してから義務化する方法もあるのではないか。
 - ・開発完了の時期が未定である中で、将来安価な装置が開発されることを期待して義務化を延期することは適当ではない。
- なお、上記意見に対し、事務局より、非常用位置等発信装置として個船情報及び位置情報を海上保安庁に自動で直接送信することを求めていること、また、現在開発中の装置は GPS 情報の発信を携帯電話の電波を利用しており通信が不安定であるため適当ではない旨説明した。
- 委員より、非常用位置等発信装置を搭載するに当たっての事業者の負担に関し、以下のとおり意見があった。
- ・非常用位置等発信装置の必要性は理解できるが、搭載義務化までに十分な経過措置が必要である。
 - ・遊漁船事業者の負担を考慮すると、最低でも補助率 2/3 が必要である。
 - ・遊漁船の事業の継続の考慮は必要。ただし、人命が第一であり、非常用位置等発信装置の搭載は事業者の義務とすべき。
- なお、上記意見に対し、水産庁より、本検討会の結果を踏まえ遊漁船事業者への支援の在り方について検討する旨説明した。また、事務局より、昨年 11 月のパブリックコメント時には適用日以降の最初の定期検査までを経過措置とする予

定であった旨説明した。

- 遊漁船への非常用位置等発信装置の必要性を否定する意見はなかったが、委員からの意見を踏まえ、本件については、次回の検討会で改めて議論することとなった。

2-3. 改良型救命いかだ等

＜遊漁船への適用＞

- 事務局より、資料2-3を用いて、第1回検討会及び検討会後に委員各位から頂戴した意見に対する国土交通省の考え方、遊漁船への適用案等について説明し、委員より特に反対の意見はなく、「遊漁船の業務実態を踏まえ、改良型救命いかだ等の搭載に代わり、万が一の際に確実かつ早急に救助が行える方法（改良型救命いかだ等の搭載を要しない方法）について、その担保方法も含めた検討を行う。適用日については、別途検討する。」ことに合意した。

＜方法①（一定の水温を下回る時期に航行しない船舶）＞

- 事務局より、資料2-3の11ページについて説明した。
- 委員より、水温の取扱いに関し、以下のような意見があった。
 - ・同じ島の東西で水温を区切る海域が異なり、結果として規制がかかる時期が異なるのは複雑ではないか。
 - ・航行する海域が複数に跨り、一部の海域で一定の水温を下回る海域が存在する場合の取扱いはどのようになるのか。
- なお、上記意見に対し、事務局より、水温データは気象庁が公表する海域の区切りを用いていること、また、複数の海域にまたがり航行する場合は水温条件が最も厳しい海域の水温を踏まえ航行上の条件を定める旨説明した。
- 委員より、内容の修正に関する意見はなかったことから、方法①について資料に記載の内容で合意した。

3. その他

- 意見交換の途中で終了予定時刻となったことから、更なる質問等があれば事務局にメール又は書面で連絡することとなった。また、次回検討会は、非常用位置等発信装置及びいかだ等の搭載を要しない方法②—1から議論することとなった。

以上